

報告第1号  
令和8年4月28日

代理行為の承認について

合同訓令の一部改正について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第4号）第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

府中町教育委員会教育長

（別紙）

府教委総発第31号  
令和8年4月3日

府中町長 寺尾 光司 様  
( 総 務 課 )

府中町教育委員会  
教育長 新田憲章

合同訓令の一部改正について (回答)

令和8年4月1日付け府総発第2号で協議のあったこのことについては、同意します。

訓令名

府中町不当要求行為等対策要綱 (平成23年合同訓令第1号)

府 総 発 第 2 号  
令 和 8 年 4 月 1 日

府中町教育委員会教育長  
新田 憲章 様

府中町長 寺尾 光司  
( 総 務 課 )

合同訓令の一部改正について (協議)

このことについて、別紙のとおり一部改正することについて協議します。

訓令名

府中町不当要求行為等対策要綱 (平成23年合同訓令第1号)

改正理由

令和8年4月1日付人事異動に伴い、会計室長が部長級になることから、部長級以上で構成される府中町不当要求行為等対策委員会の委員に会計室長を加えるもの。

府中町不当要求行為等対策要綱の一部を改正する訓令（案）

府中町不当要求行為等対策要綱（平成23年合同訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「危機管理監」の次に「、会計室長」を加える。

附 則

この訓令は、令和8年 月 日から施行する。

府中町不当要求行為等対策要綱新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>第1条～第7条 [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員長は、副町長、副委員長は、総務企画部長をもって充て、委員は、府中町事務分掌条例（平成30年条例第29号）に規定する部の長（総務企画部長を除く。）、担当部長、危機管理監_____、消防長及び教育部長をもって充てる。</p> <p>第9条～第17条 [略]</p>	<p>第1条～第7条 [略]</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 委員長は、副町長、副委員長は、総務企画部長をもって充て、委員は、府中町事務分掌条例（平成30年条例第29号）に規定する部の長（総務企画部長を除く。）、担当部長、危機管理監、<u>会計室長</u>、消防長及び教育部長をもって充てる。</p> <p>第9条～第17条 [略]</p>